

ひといきスペース DONDON 利用規約

京浜急行電鉄株式会社（以下「運営管理者」といいます。）が提供する「ひといきスペース DONDON」（以下「本施設」といいます。）の利用に関して、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。なお、運営管理者が本規約とは別に本施設にかかるその他の規則・ルール等を定めたときは、本規約と一体となり、これを補完するものとします。

第1条（利用規約の同意）

本施設の利用を希望する個人および団体、事業者は、必ず本規約を一読し、横浜 newcal の専用WEBサイト（以下「専用サイト」といいます。）より、申込むものとします。なお、専用サイト利用開始まではひろばメールアドレスでの予約相談を受け付けます。また、予約受付メールが利用者に届いた時点で、本施設の申込みが完了し、京急グループプライバシーポリシーおよび本規約に同意したものとします。

ひろばメールアドレス : hitoiki-space.dondon@keikyu-group.jp

京急グループ プライバシーポリシー : <https://www.keikyu.co.jp/privacypolicy.html>

第2条（本施設の利用者資格）

1. 本施設を利用できる者は、次のとおりとします。

- (1) 前条により本規約に同意した個人および団体、事業者（以下総称して「利用者」といいます。）
- (2) 利用者が同伴した個人（以下「ゲスト」といいます。）

2. 利用者は、本施設を利用するにあたり、本規約を遵守し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、ゲストにも本規約を遵守させるものとします。

第3条（販売遵守事項）

本施設の利用目的に食品の販売等を含む場合は、次の各号すべてを満たす必要があります。

- (1) 食品衛生責任者、またはそれに代替える資格を有する。
- (2) 神奈川県横浜市内において、公的機関の発行する営業許可を有する。
- (3) 生産物賠償責任保険等に加入している。
- (4) 保健所が定める手順どおりに販売品を衛生的に扱える。

第4条（本施設の利用可能時間）

本施設は、専用サイト内に記載の利用可能時間内（9時00分～21時00分）に限り利用することができるとします。利用時間の拡大については、申込時にご相談ください。

第5条（本施設の利用申込方法）

本施設の利用申込方法は、本規約に定めるとおり、本規約を一読のうえ、ひろばメールアドレスもしくは専用サイトより申し込むものとする。

第6条（本施設の利用制限）

運営管理者は、利用者に対し、利用者の本施設の使用状況により、本施設の利用途中でも利用の中止をお願いする場合があります。

第7条（利用料金）

1. 利用者は、本施設を利用するにあたり運営管理者に対して利用料金を支払うものとします。
2. 利用料金

9時00分～21時00分	6,000円（税込）
9時00分～15時00分	3,000円（税込）
15時00分～21時00分	3,000円（税込）

【地元割引】 ※南区に住居・店舗・事業所がある方対象

9時00分～21時00分	2,000円(税込)
9時00分～15時00分	1,000円(税込)
15時00分～21時00分	1,000円(税込)

※平日、土日祝日とも同一料金

※非営利・公共性の高い事業については、運営管理者の判断で料金をいただかない場合や割引をする可能性があります。詳細はお問い合わせください。

※実証状況により変更となる場合があります

※終日利用の方は別途定めている備品貸出が無料となります。詳細はお問い合わせください。

3. 利用者またはゲストが、故意または過失により、本施設に設置された什器等を破損、毀損、汚損等した場合は、運営管理者は修理・交換・清掃等に要する費用を利用者に別途請求することができるものとします。

第8条 (利用料金の支払い方法)

1. 利用者は、前条に定める利用料金について利用者が専用サイトに登録したクレジットカードにて支払うものとします。専用サイトの利用開始前はひろばメールアドレスにて運営管理者へご相談ください。
2. 利用料金に課税される消費税および地方消費税等については、その法律に定める税率により算出した税額を利用者が負担するものとし、その支払い方法については前項に従うものとします。

第9条 (キャンセル)

1. キャンセル料は次の各号のとおりとします。

- (1) 前日までのキャンセルの場合：無償
- (2) 当日：利用料の100%

※荒天時など、運営管理者が中止の判断をした場合は除きます。

2. 雨天や感染症蔓延により、利用者判断で本施設を利用しなかった場合であっても、前項のキャンセル料が発生します。

第10条 (利用スペース)

利用可能スペースは別紙1のひといきスペース DONDON内となります。

第11条 (本施設の利用権原)

利用者は、賃貸借または使用貸借等の本施設を継続的に占有する権原を有さず、本施設を短期的かつ一時的に利用することとします。

第12条 (運営管理の再委託)

運営管理者は、本施設の運営管理の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第13条 (利用制限・禁止事項)

1. 利用者は、本施設を利用する権利について、運営管理者の許可なく第三者に譲渡または貸与等を行うことはできないものとします。
2. 本施設内において発生した盗難、事故等について、運営管理者は一切の責任を負いません。利用者の責任で、盗難防止および事故防止の対策をお願いします。
3. 食品販売行為において、食中毒、事故、トラブル等に対しては、運営管理者は責任を負いかねますので、利用者が各自生産物賠償保険等に加入するとともに、利用者の責任にて対応してください。
4. 利用者は本施設の利用に際し、各自ゴミ箱を設置し、ごみは各自で持ち帰ってください。
5. 利用者は、本施設の利用にあたり、次に定める行為またはこれに類似する行為を行わないものとします。
 - (1) 本施設内での裸火・直火の使用

- (2) 大音量、振動、悪臭の発生等、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為
- (3) 楽器の大音量の演奏
- (4) 釘やアンカーを打つなど、原状回復困難な装飾
- (5) 宗教活動または政治活動に関する利用
- (6) 本施設内での喫煙行為（本施設内では喫煙場所は設けておりません）
- (7) 本施設の利用権の全部または一部を第三者へ譲渡・転借すること
- (8) 公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為
- (9) 本施設を反社会的勢力に占有させ、または本施設に反復継続して出入りさせる行為
- (10) 本施設およびその周辺において、暴行、脅迫、暴言、騒乱、粗暴な行為その他本施設の秩序および風紀を乱す行為
- (11) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
- (12) その他運営管理者や第三者に対する迷惑行為
- (13) その他本規約等に反する行為

6. 近隣への配慮のため、音出しは18時までとします。音量は、駅前広場敷地境界線上の最大数値を記録する地点での数値を65 dB以下とします。（ご不明の方やご相談は運営管理者までお問い合わせください。）

7. 排水は、本施設内に設置された排水桝を使用してください。使用済みの油やゴミ（野菜くずや残飯）を排水桝、汚水桝に流すことはできません。利用者の責任でお持ち帰りをお願いします。

8. 運営管理者は、利用者が前各項の禁止事項に違反していると疑われる場合、利用者に直ちに本施設の利用を中止させることができますものとします。

第14条（免責）

運営管理者は、次の各号に定める事由により利用者が被った損害については、その責を免れるものとします。

- (1) 利用者の荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損等
- (2) 本施設内における事故、怪我、疾病等
- (3) 本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (4) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
- (5) その他運営管理者の責に帰さない事由による損害等

第15条（原状回復）

利用が終了したときは、利用者が本施設を原状に復して運営管理者に明け渡すものとします。その際、本施設に持ち込んだ什器、備品、食材は利用者が全てお持ち帰りください。

第16条（表明保証）

運営管理者および利用者は、相手方に対して、本施設利用予約前、予約時から終了時までのすべての時点において、自らが（利用者においてはゲストを含みます。）暴力団、暴力団関係者、暴力団関係団体、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」といいます。）ではなく、かつ暴力団等に該当するおそれもないことを表明し保証します。

第17条（損害賠償）

利用者の責に帰する事由により、本施設、運営管理者または他の利用者その他の第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害（弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むがこれらに限られない。）を賠償するものとします。

第18条（協議、準拠法、言語、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項については、民法その他関係法令に従い、利用者および運営管理者が互いに誠意をもって都度協議し解決することとします。
2. 本規約は日本法に準拠し、本規約に関して争いが生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規約は日本語を正文とし、日本語以外の言語に翻訳された場合も、日本語の正文のみが効力を有します。

第 19 条（守秘義務）

運営管理者は、利用者の個人情報（個人情報保護法第 2 条に定める個人情報をいいます。以下同じ。）等の秘密性の高い情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して提供できないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は除きます。

- (1) 法令規則等により、または政府機関、証券取引所その他公的機関等より要請された場合
 - (2) 本施設の運営・管理上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合
2. 運営管理者は、利用者から開示を受けた個人情報を厳重に管理する義務を負うものとします。
 3. 本条の規定は、本規約に基づく利用期間終了後も存続するものとします。

第 20 条（本規約等の改定）

1. 運営管理者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約（第 7 条の利用料金を含みます。）を改定できるものとします。なお、改定した本規約の効力はすべての利用者に及ぶものとします。
2. 運営管理者は、本規約の全部または一部を改定する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の 1 ヶ月前までに本施設に掲示し、または、専用サイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを利用者に告知するものとします。

以上

<作成>

2026 年 4 月 27 日

別紙1 利用スペース

住所：横浜市南区南太田1丁目69-1

・赤色枠内(約70㎡)の内、緑枠部分の2箇所

